

第 3 0 号議案

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

国民健康保険の保険料率等を改めるとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第4項第2号ただし書中「第35条第1項第3号」を「第35条第3号」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.49」を「100分の7.47」に改め、同条第2号中「38,400円」を「37,800円」に改める。

第15条の8中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.23」を「100分の2.30」に、「100分の61」を「100分の60」に改め、同条第2号中「11,100円」を「11,700円」に、「100分の39」を「100分の40」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.67」を「100分の1.72」に改め、同条第2号中「15,600円」を「15,300円」に改める。

第19条の2中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第1号ア中「26,880円」を「26,460円」に改め、同号イ中「7,770円」を「8,190円」に改め、同号ウ中「10,920円」を「10,710円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同号ア中「19,200円」を「18,900円」に改め、同号イ中「5,550円」を「5,850円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「7,650円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同号ア中「7,680円」を「7,560円」に改め、同号イ

中「2, 220円」を「2, 340円」に改め、同号ウ中「3, 120円」を「3, 060円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項及び第4項第2号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。